

所有者等の探索，所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記 2 の土地について，表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 17 条の規定により，所有者等の探索，所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので，同条後段の規定により，公告する。

令和 3 年 7 月 9 日

さいたま地方法務局上尾出張所 登記官 勝間 徹
記

1 手続番号	2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
0310-2019-0021	北足立郡伊奈町大字小室字若榎 9 8 5 8 番
0310-2019-0022	北足立郡伊奈町大字小室字上新田 5 1 2 4 番
0310-2019-0028	北足立郡伊奈町大字小室字浅間 2 1 3 2 番 1
0310-2019-0029	北足立郡伊奈町大字小室字浅間 2 1 5 7 番 2